

春日部市議会規則第1号

春日部市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 22 日

春日部市議会議長

小久保博史

春日部市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

春日部市議会の個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第201条の2第1項に規定する被保険者番号等	(個人識別符号) 第3条 (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第122条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。